

(議事録)

土屋部会長 それでは、ただいまから、第3回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。

委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

賃金指導官 本日は公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名にご出席いただいております。委員9名のうち3分の2以上が出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議は有効に成立していることをご報告いたします。

土屋部会長 ありがとうございます。

埼玉県最低賃金専門部会運営規程第6条第1項により、会議及び議事録は原則公開とされています。

現在、傍聴者の方は引き続き……。

賃金指導官 傍聴者は3名です。

土屋部会長 3名いらっしゃるということですね。

本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は迫委員、使用者側は廣澤委員をお願いいたします。

まず審議資料について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 資料1は埼玉県四半期経営動向調査、令和6年4月から6月分のもの。

資料2は消費者物価指数の対前年比上昇率の推移、これは「頻繁に購入する品目」を含む中分類のものでございます。これについてはこの後説明いたします。

資料3は、総務省統計局の2020年基準消費者物価指数作成関係資料から一部抜粋したものです。これについても後ほど説明いたします。

資料4は本日発表の埼玉労働市場ニュース、令和6年6月分です。

参考資料1は前回の専門部会で委員から御質問のあった、業務改善助成金の効果についての資料です。これは、業務改善助成金を受けた事業場から回収したアンケート結果をまとめたものの中の一部で、ご真ん中の円グラフ、「取組の結果、どのような効果がありましたか」というところですが、「生産性の向上につながった」と答えたところが60%、「事業場内最低賃金以外の賃金で働く労働者の賃金も引き上げ

ることができた」が24%、「人材の確保につながった」と答えたところが6%、その他が10%という結果でした。

参考資料2は、前回、安藤オブザーバーからのご発言に関して、安藤オブザーバーから御発言の内容について参照資料を提供いただきましたので、これをオブザーバー参照資料ということでまとめたものです。

資料2と資料3の説明をいたします。前回の専門部会において、消費者物価指数のうち「頻繁に購入する品目」に関して、中央最低賃金審議会の目安小委員会の報告で示された資料の中にある、消費者物価指数、「頻繁に購入する品目」の対前年比上昇率の推移、これの埼玉県版がないかというご要望がございました。

本日配布の資料3をご覧ください。これは、総務省統計局が作成した、消費者物価指数の解説の抜粋です。

この2ページ目以降に、2020年基準消費者物価指数品目情報一覧がございます。この中で、「頻繁に購入する品目」に該当するものに事務局で黄色のマーカをつけております。この表の中に年間購入頻度階級という項目がありますが、年間購入頻度階級の6というのが「頻繁に購入する品目」です。これに全て黄色マーカをつけています。この「頻繁に購入する品目」の指数等について、全国データはあるのですが、都道府県データは公開されておられません。また、この黄色マーカをつけた品目、それらはそれぞれ小分類に区分されるものです。食パン、あんパン、カレーパン、ゆでうどんといったところに黄色のマーカがついておりますけれども、これらの小分類ごとの都道府県別のデータも公開はされておられません。この一つ上の階層である中分類以上の区分では都道府県別のデータが公開されております。

この資料の中で、黄色の上の階層に赤の下線を引いています。食パン、あんパン、カレーパン、ゆでうどん、その他もろもろは穀類という中分類に入っております、穀類の中にはうるち米A、うるち米Bなど、「頻繁に購入する品目」に該当しないものも含んでおりますけれども、この中分類、穀類に関しては都道府県別のデータが公開されております。そして、黄色のマーカがついているところが「頻繁に購入する品目」ですけれども、この44品目に該当する小分類、これを1つでも含む中分類は全体で12あります。

これらの中分類について、令和5年10月以降のさいたま市と、全国の対前年同月比の上昇率をまとめて、資料2としました。

例えば中分類の穀類には、先ほど申し上げたような食パン、あんパン、カレーパンとありまして、この穀類の中で「頻繁に購入する品目」に該当するものは比較的多いのですが、次に赤線の入っている魚介類の中で黄色マーカがついている「頻繁に購入する品目」は、かまぼこ1つしかありません。

資料2は、埼玉での「頻繁に購入する品目」の上昇率を見るための参考として作成したものです。全国との比較ができるよう、中分類で全国との数値を並べて表示しています。なお、「頻繁に購入する品目」に該当する者が少ない中分類もある点にご留意していただいた上で、ご参照いただければと思っております。

資料の説明は以上です。

土屋部会長

ありがとうございました。

それでは、資料につきまして、何か御質問なり御意見がありましたらお願いいたします。

嶋田委員

よろしいでしょうか。

土屋部会長

どうぞ。

嶋田委員

そうすると、これは全国で見ると5.4とか4.8とか各品目を平均したものが出ているわけですけども、今の埼玉の数値では中分類の部分を個別に出しているだけで、このウェートを掛けて一つの数値が出るということはないのでしょうか。

賃金室長

ありません。

嶋田委員

そういうことですね。個別の中分類で見るとはかないということですか。

賃金室長

中分類での比較はできますが、44品目については全国のもので、5.4というのは全国のもので出ているので、それはそれしか数字がありません。

嶋田委員

ないということですね。分かりました。

廣澤委員

そうしますと、全国の5.4に対して埼玉は幾つというふうに理解すればいいんですか。

賃金室長

直接比較できる数字はありません。

土屋部会長

それはないのですね。データは昨日問い合わせさせていただいたところ、「ない」と言われたということで、ただ、参考資料として、今回こういう形で。

賃金室長 全国の5.4に対する埼玉の数字はないので、それを直接比較することはできません。取れるデータとして中分類の数値は都道府県ごとのものが公開されているので、全国のものときいたま市のものを中分類で比較してみて、全国と埼玉で随分違いがあるのか、それとも近いのか、参考として見ていただけるかと思って用意したのが資料2です。

廣澤委員 その御努力は大変ありがたいのですが、全国も中分類にして上昇率を出してもらえると助かります。埼玉県は中分類で出しているんですよね。全国の中分類で上昇率を出してくれたら比較できるんですけど。

賃金室長 資料2の穀類のところを見ていただきますと、黄色がさいたま市で青が全国の数値です。

廣澤委員 いや、それを、この按分を……。

土屋部会長 全体ということですね。

廣澤委員 これを1個1個比較して、どういうふうに理解したらいいかが分からない。

土屋部会長 その数値は取れるのですか。

嶋田委員 中分類の加重平均……。

廣澤委員 中分類の全国版のものを出して、同じように埼玉県版を出してくれば。違う基準のものを比較しろと言われてもなかなか難しいですよ。

賃金室長 取れるのかどうか、データをもう一回見直します。

土屋部会長 すぐには御用意できませんでしょうか、次回でいいですか。

廣澤委員 はい。あともう一つ、よろしいですか。

土屋部会長 はい。

廣澤委員 112ページの業務助成金の効果のアンケート、ありがとうございました。これはNは具体的にはいくつですか。

賃金室長 Nですね、すみません。Nは……すぐ確認できますので、個別協議

の間に確認します。

廣澤委員 はい。

土屋部会長 ほかの方から資料について、何か御質問なり御意見があったらお願いします。どうぞ。

オブザーバー安藤 今、ちょうど業務改善補助金の関係がありましたけれども、真ん中のグラフ、円グラフになっていますが、複数回答が可能になっていますので、これは多分、棒グラフというか、グラフの示し方を整理したほうがいいのではないかと思います。

賃金室長 はい。

オブザーバー安藤 それから、もう一つは先ほどの消費者物価指数の重みづけのところですが、あれについてちょうど、先ほど御紹介いただいた資料3の頭のところで、83ページになりましょうか、ペーパーですと84ページになるかと思えます。東京23区の重みづけというものもあるみたいなので、どっちがいいのか。それこそ東北地方とか九州までも含めた全国のベースで行くのがいいのか、埼玉の場合であれば東京、都区部なのであれかもしれませんけれども、そっちがいいのか、大変御努力いただいているのかがよく分かるので、ぜひとは言いませんけれども、何か2つ数字が出るとある程度参考になるかと思ったので、以上であります。

賃金室長 傾斜のつけ方がどうなっているのかというところですね。

オブザーバー安藤 そうですね。

賃金室長 分かりました。

土屋部会長 さきほどのデータに関して、全国と埼玉と東京都区部の、中分類のレベルでしか取れないのもうそれはしょうがないかと思えますが、そのレベルでの上昇率について、事務局で努力いただいて、次回、御用意いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

資料についてはよろしいですか。

それでは、議題に入りたいと思います。議題の1ですが、埼玉県最低賃金の改正決定についてです。昨日ですけれども、労働側からは、金額について59円、使用者側からは40円ということでした。それ

で昨日の個別協議というか、休憩時間中に懇談させていただいたこと
もありますし、また、その中で結審に向けてそれぞれ一定御努力いた
だけるといこともお聞きできたところでもありますので、改めてまだ
その後お考えが変わっていなければそうでもいいのですけれども、い
ろいろお考えになって、今回の審議はここからスタートするというこ
とで、改めて何かお話しただけることがあれば、そのことをお話し
ただければと思います。

まず、労側からお願いしてよろしいですか。

迫委員 労側としましては、今までの議論の中で考え方に変化はないのです
が、中賃で使用されている頻繁に買われる品目、こちらも視野に入れ
ながら、生計費、あと同ランク内での格差是正も加味しながら、検討
していきたいと思っております。

以上です。

土屋部会長 そうすると、先ほど廣澤委員からもありましたけれども、埼玉のデ
ータ……。

迫委員 そちらもあれば、さらに精度が上がってくるとは思います。

土屋部会長 使用者側からは、いかがでしょうか。

廣澤委員 昨日、会長からもお話がありましたように、中賃も、労側も、使側
も消費者物価指数を基準にしているというのはそのとおりだと思いま
す。あとはどのデータを使うかだと思うのですが、使側としては、さ
いたま市の消費者物価指数しかデータがないので、それに基づいて金
額を算定しています。ですので、事務局に御努力いただき、しかるべ
きデータが出てくれば、それについても検討はさせていただこうと思
っています。

あと、より施策の実効性を高める対策をきちんと組み立てる必要が
あるかと思っています。

土屋部会長 代表して迫委員と廣澤委員からお話しいただきましたが、ほかの労
使それぞれの委員の方から、何かありましたらお願いしたいと思いま
すが、いかがでしょうか。

どうぞ。

嶋田委員 昨日も申し上げた通りですが、やはり埼玉県消費者物価上昇率
3.6%、それから負担軽減の効果0.25%、これを足した3.85と
いうのが、今、取れる説得力のある数字かと思っています。この数字をべ

ースに議論をスタートさせていただいているということだと思います。ですから、消費者物価で頻繁に購入する項目が出てくれば、もちろんそれを加味しながら検討していきたいと思っております。

すみません、同じ繰り返しの内容で恐縮ですけれども、そういうことで考えております。

土屋部会長 近藤委員、どうぞ。

近藤委員 消費者物価指数の考えについて、中央の目安最賃の審議の中で、一応、中央としてはこれまで使っている家計、帰属家賃を除く場合の3.2という数字をまずはベースに持ってきていて、それに加えて、頻繁に購入する消費者物価指数を参考にとという形で今回の最賃の目安を決めてきたという審議の経緯がございますので、そういった意味で言うと、埼玉は今3.2を超えるというのも事実ですし、あと、そういったところの数字の見方だと思いますので、この後、そういった点も含めて審議をぜひお願いできればと思っています。

土屋部会長 ほかの方からは、いかがでしょうか。

そうすると、労側も使側も中賃の小委員会の報告書が重視していた指標であるところの全国で5.4%という、頻繁に購入する品目の物価上昇率が埼玉でどういう状況になっているかという点から、そのピンポイントのものが用意できないのは理解したわけですけれども、それに代わる指標を準備してくれないと、なかなかこれ以上の審議は難しいという状況でしょうかね。

廣澤委員 あえて言うなら、新しいデータを出すのであれば、全国でも使えるという前提のデータを持ってきてもらいたいと思います。

土屋部会長 確かにそうですね。この間も言われたように、それを重視して5%、50円というパーセンテージ、金額を示しているわけなので、それが各地方でどういう数値になっているかということが、きちんと用意できるということにしてもらいたかったと、自分もそう思います。そうしてくれないと審議が難しくなってしまうかもしれませんから、この辺、ぜひ事務局に御努力をいただければと思います。

この全体の場合で何か皆様からありましたら、ほかにさらに。

ないようでしたら一旦休憩として、休憩時間中に個別に懇談をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

一旦休憩といたします。

賃金室長 それでは、傍聴者の方は控室にお入りください。

(休 憩)

土屋部会長

それでは、審議を再開することといたします。休憩中に公益委員が労使双方とそれぞれ個別に協議といたしますか、懇談した内容につきまして、ごく簡単にお話いたします。

まず、全体協議の間でもありましたが、重要なデータがないという状況ではなかなか審議も進まないということで、明日の審議に向けて、局のほうで御用意いただくよう努力していただければと思います。データがないので、なかなか話も進まなかったところではあるのですが、双方ともに目安で示された金額50円は意識しつつ、それに向けて審議を進めていただくことができそうな状況かと思います。

その上で労側としては、これも前回と同じ内容にはなるんですけども、近隣、特に東京との格差について幾らかでも縮小を行っていくことができるといって、この間の状況は、格差是正を図っていくうえで環境的にいい状況なのではないかというお話もありました。他方で使用者側からは、中賃の小委員会の報告にも政策要望が何点か示されていましたが、我々の審議会でも、昨年度も一昨年度も政策要望したところではあるのですが、その政策要望について実効性のある提言をとということで、内容については今後、使用者側で検討して、それを文章にして答申につけることをお考えになっているということでした。そういった実効性のある政策の提言、また、その政策についての実効性の検証が適切にされるといって、使用者側としては重要なことの一つだということをお考えでした。

ということで、繰り返しですが、そういったことの中で双方ともに目安の金額をベースとして御議論いただけるような状況かと思っています。ただ、十分な資料がまだないので、それ次第というところも大きいわけですけども。

ちょっと雑駁なまとめになってしまいましたが、ぜひ補足を労使それぞれからいただければと思います。

特によろしいですか。

それでは、本日の審議はここまでとしまして、また日を改めて、あしたになりますけれども、審議を続けていきたいと思っております。

議題の1つ目は以上ということで、よろしいでしょうか。

それでは、議題の2に移りたいと思っております。議題の2はその他ですけども、まず、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

事務局からは何かありますか。

賃金室長

特に用意しているものはないのですが、休会前に御質問のあった業務改善助成金のアンケートの回答事業場数は幾つなのかということで、

確認したところ、該当事業場数は196でした。

土屋部会長

それでは、これで部会を終了したいと思います。次回ですけれども、次回、第4回埼玉県最低賃金専門部会は7月31日水曜日、明日の本審終了後から開催いたします。本審は9時30分からで、本審終了後にこの部会を引き続いて開催いたします。公労使3者で行う審議は公開といたします。

これで本日の部会は閉会となります。長い時間、どうもありがとうございました。

— 了 —